**予防規程（本編）**

**第１　総括的事項**

１　目的

この規程は、消防法第14条の２に基づき、○○○○給油取扱所（以下「当所」という。）における危険物の貯蔵又は取扱いに係る自主保安基準について定め、これを遵守することで火災、危険物の流出、震災等の災害（以下「災害等」という。）の予防、被害軽減を図ることを目的とする。

２　適用範囲

この規程は、当所の全域に適用する。

３　遵守義務

⑴　当所の従業員は、この規程を遵守するものとする。

⑵　所長は必要に応じて、当所の従業員と当所に出入りする全ての者に対し、この規程の内容を周知

徹底させるものとする。

４　規程の変更

⑴　この規程を変更する場合は、火災予防上支障のないように当所の危険物保安監督者等の意見をきくものとする。

⑵　この規程を変更する場合は、必要に応じて最寄りの消防署に事前相談するものとする。

⑶　予防規程に定めるべき事項の一部は、別添に定めるものとし、当該別添を追加、変更する場合は、

必要に応じて⑴及び⑵に準じて対応するものとする。

**第２　保安管理組織【危規則第60条の２第１項第１号関係】**

１　保安管理組織の構成

所長は、当所の保安業務を管理する組織（以下「保安管理組織」という。）を、次のとおり定めるものとする。

所　長　→　危険物保安監督者　→　危険物取扱者　→　その他の従業員

２　構成員の職務

⑴　所長は、保安管理組織を指揮し、この規程で定める保安業務を適正に行い、当所の安全の維持に

努めるものとする。

⑵　危険物保安監督者は、消防法令及びこの規程で定める保安業務を適正に行うとともに、危険物取扱者及びその他の従業員に必要な指示を与え、当所の保安管理に努めるものとする。

⑶　危険物取扱者は、危険物保安監督者の指示に従い、消防法令及びこの規程を遵守した危険物の取

扱い作業、立ち合い等を行い、当所の保安管理に努めるものとする。

⑷　その他の従業員は、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、消防法令及びこの規程を

遵守し、当所の保安管理に努めるものとする。

３　保安管理組織を構成する者の代行

所長は、保安管理組織を構成する者の代行者が確保できる勤務体制の維持に努めるものとする。

４　その他

所長は、保安管理組織の構成員の氏名及び在、不在の別を当所内に掲示するものとする。

**第３　危険物保安監督者の代行【危規則第60条の２第１項第２号関係】**

１　危険物保安監督者の代行者の指定

所長は、危険物保安監督者が旅行、疾病その他の事故等により不在となる場合に備え、当所の規模、人員、勤務形態に応じて甲種又は乙種危険物取扱者等で保安監督ができるものの中から職務代行者をあらかじめ指定し、保安監督業務に間隙を生じない体制を確保するものとする。

２　その他

⑴　職務代行者の指定にあたっては、その職務及び責任の範囲を明確にしておくものとする。

⑵　職務代行者に職務を引き継ぐときは、引継簿等を活用して必要事項が確実に伝達されるよう努めるものとする。

⑶　職務代行者は、危険物保安監督者の職務を誠実に代行するものとする。

⑷　職務代行者が不在となり、保安確保が困難な場合は、操業を休止する等の必要な措置を講じるものとする。

**第４　自衛の消防組織【危規則第60条の２第１項第３号関係】**

１　自衛の消防組織の編成等

⑴　所長は、災害等に対応する自衛の消防組織を次のとおり定め、自衛消防隊長を所長として、その

他各班の隊員を従業員として指定するものとする。

所　長

(自衛消防隊長)

消火・応急措置班

通報・連絡班

避難・誘導班

従業員

(各班隊員)

⑵ 所長及び各班の任務は次のとおりとする。

ア　所長（自衛消防隊長）　災害活動全般の指揮

イ　消火・応急措置班　初期消火、危険物の流出防止措置

ウ　通報・連絡班　　消防機関への通報、所内・所外関係者への連絡、消防隊への情報提供

エ　避難・誘導班　　顧客等の避難誘導、負傷者救護

⑶ 所長、従業員が不在となる場合は、代行者に任務を引き継ぐものとする。

⑷　その他

ア　所長は、自衛消防隊編成表を当所内に掲示するものとする。

イ　所長は、新たに勤務につく従業員に任務を確認させるものとする。

２　緊急連絡網の整備

1. 所長は、災害等発生に備え、緊急連絡網及び連絡手段を定めるものとする。
2. 災害等が発生した場合は、必要に応じて緊急連絡網により、所長、従業員に緊急連絡するものとする。
3. 緊急連絡により参集の指示を受けた所長、従業員は、（例）当所の１階事務室に参集するものとする。

⑷　所長、従業員は、必要な資料等を（例）当所の１階事務室に集結させるものとする。

⑸　災害等発生時の自衛消防活動の詳細は、第10及び関係する別添に定めるものとする。

３　協定等の締結

所長は、周辺地域の事業所及び町内会・自治会と、災害等の応援、協力に関する協定等の締結に努めるものとする。

４　防災資器材の整備

所長は、災害等に備え、必要な防災資器材等を整備するものとする。

**第５　保安教育及び訓練【危規則第60条の２第１項第４号関係】**

１　勤務員の保安教育及び訓練

所長は、全従業員（アルバイト等を含む。）に対し、必要な保安教育及び訓練を次のとおり実施するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 回数・時期 | 年１回以上（例　毎年６月第１週を予定）※新入社員や人事異動者に対しては当所での勤務開始時に別途実施する。 |
| 保安教育の内容 | 施設概要、予防規程の内容、平時の保安業務、災害時の対応 |
| 訓練の内容 | 自衛消防活動訓練（初期消火・油流出措置、通報連絡、避難誘導）、災害発生後の対応訓練（緊急点検及び施設再開判断） |

**第６　危険物の保安のための巡視、点検及び検査【危規則第60条の２第１項第５号関係】**

１　巡視、点検及び検査の留意事項

⑴　所長は、当所の維持管理等のため、勤務員に巡視、点検及び検査を定期的に行わせるものとする。

⑵　所長は、巡視、点検及び検査のための実施基準、結果の適否を判断するための記録表（チェックリスト）を必要に応じて整備するものとする。

⑶　巡視、点検及び検査は、実施基準等に従い、必要な資格を有する者が、危険物保安監督者の確認のもとで行うものとする。

⑷　巡視、点検及び検査により異常が発見された場合は、危険物保安監督者は、異常部分の使用を禁止する等の必要な措置を講じるものとする。

⑸　異常部分の補修工事を行う場合は、第９によるものとする。

**第７　施設の運転又は操作【危規則第60条の２第１項第６号関係】**

１　施設の運転又は操作の留意事項

⑴　所長は、当所内の危険物を取扱う施設の運転又は操作について、安全に行うために必要な実施基準を整備するものとする。

⑵　⑴で整備する基準には、施設の緊急停止に係ること（停止及び再始動操作の手順、停止の決定者等）、運転員等の引継ぎ交代に係ることを定めるものとする。

⑶　⑴で整備する基準は、定期的に必要な見直しを行うものとする。

⑷　所長は、当所に関係のない人、車両等が、当所内に立ち入ることを制限する必要な措置を講じるものとする。

⑸　危険物を取扱う施設の運転又は操作は、危険物取扱者が行うか、危険物取扱者の立会いのもと行われるものとする。

⑹　施設の運転又は操作に伴い火気を使用する作業を行う場合は、第９、２によるものとする。

**第８　危険物の貯蔵又は取扱い作業【危規則第60条の２第１項第７号関係】**

１　危険物の貯蔵又は取扱い作業の留意事項

⑴　所長は、危険物の貯蔵又は取扱い作業を安全に行うために必要な基準を整備するものとする。

⑵　⑴で整備する基準は、定期的に見直しを行うものとする。

⑶　危険物取扱者が不在となる場合は、危険物の取扱い業務を行わないものとする。

２　その他

⑴　移動タンク貯蔵所からタンクに荷卸しする場合は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の種類、タンクの残量及び荷卸数量を確認するとともに、作業中は、危険物のもれ、あふれ又は飛散しないよう必要な措置を講ずるものとする。

⑵　⑴において、可燃性蒸気回収装置を使用する場合は、回収ホースが移動タンク貯蔵所及び通気管に確実に接続されていることを確認するものとする。

**第９　補修等の工事及び火気使用等の安全管理【危規則第60条の２第１項第８号及び第８号の２関係】**

１　補修等の工事の留意事項

⑴　所長は、工事管理体制を定め、工事責任者を指定するものとする。

⑵　工事責任者は、工事内容に応じた必要な手続きを行うものとする。

⑶　工事責任者は、工事の安全対策（標識の掲出、開始と終了の連絡及び工事作業前の確認事項、工事場所周辺の施設・設備の安全確認等）を定め、作業員に遵守させるものとする。

⑷　工事責任者は、必要に応じて工事に立ち会い、作業員に指示するものとする。

⑸　工事開始前に作業場所から危険物を排除する必要がある場合は、危険物の特性を考慮した安全な排除方法を選定するものとし、工事責任者が排除完了を目視で確認後に工事を開始するものとする。

⑹　工事を行いながら当所の一部を使用する場合は、工事に伴う変更内容等を勤務員に事前に周知するものとする。

２　火気作業の留意事項

⑴　所長は、当所内で火気を使用する作業（以下「火気作業」という。）を安全に行うために必要な実施基準を整備するものとする。

⑵　⑴で整備する基準には、使用する火気の種類、火気使用禁止区域、火気使用権限者、必要な安全対策（標識掲出、開始終了報告、事前確認事項等）を定めるものとする。

⑶　⑴で整備する基準は、定期的に必要な見直しを行うものとする。

**第10　災害その他の非常の場合に取るべき措置【危規則第60条の２第１項第11号関係】**

１　火災、危険物の流出時の措置

⑴　火災、危険物の流出の発生状況に応じて、直ちに危険物の取扱い作業及び火気作業を中止するものとする。

⑵　第４、１で定める自衛消防隊が、直ちに初期消火、危険物の流出防止措置、消防機関への通報、避難誘導等の応急措置を講じるものとする。

⑶　応急措置が間に合わず、当所外に危険物の流出又は可燃性蒸気の拡散のおそれがある場合は、当所周辺の住民等に火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるものとする。

⑷　応急措置完了後、必要に応じて施設の緊急点検を実施し、当所の被害状況の把握に努めるものとする。

⑸　施設再開の可否判断は、緊急点検の結果等から所長が行うものとする。

⑹　所長は、緊急点検により当所内に危険な状態を確認した場合は、二次災害の発生防止を図るとともに、被害の程度に応じて消防機関に通報又は連絡するものとする。

⑺　所長は、消防機関による事故調査に協力して原因究明、再発防止に努めるものとする。

２　地震時の措置

⑴　地震の規模等に応じて、直ちに危険物の取扱い作業及び火気作業を中止するものとする。

⑵　地震に伴い、当所内で火災、危険物の流出が発生した場合は、１により対応するものとする。

⑶　地震の揺れがおさまった後、必要に応じて施設の緊急点検を実施し、当所の被害状況の把握に努めるものとする。

⑷　施設再開の可否判断は、緊急点検の結果等から所長が行うものとする。

⑸　所長は、緊急点検により当所内に危険な状態を確認した場合は、二次災害の発生防止を図るとともに、被害の程度に応じて消防機関に通報又は連絡するものとする。

⑹　所長は、地震情報の収集に努め、周辺住民等に必要な広報を行うものとする。

⑺　当所内に被害があり、補修工事を行う場合は、第９によるものとする。

⑻　その他

地震に伴い当所の周辺で火災等の災害が発生した場合は、当所の安全を確保した後、周辺地域の

被害を軽減する活動に協力するものとする。

３　緊急点検及び施設再開の可否判断の方法

⑴　災害等発生後に実施する緊急点検及び施設再開の可否判断は、別添１「緊急点検表」を活用して

行うものとする。

⑵　所長は、臨時的対応により施設再開した場合、専門業者による対応が可能となり次第、速やかに点検を受け、その指示に従うものとする。

**第11　保安に関する記録並びに書類及び図面の整備【危規則第60条の２第１項第12号及び第13号関係】**

１　保安に関する記録の整備の留意事項

所長は、次の保安に関する記録を整備し、３年間保管するものとする。

⑴　保安教育及び訓練の実施記録

⑵　巡回、点検及び検査の実施記録（異常確認時に実施した応急措置の内容を含む。）

⑶　補修等の工事の実施記録（設計資料等の図書を含む。）

⑷　火気作業の実施記録

２　書類及び図面の整備の留意事項

⑴　所長は、当所の許可書類等を整備し、当所内で保管するものとする。

⑵　所長は、当所の位置、構造及び設備に変更があった場合、保管する図面等を更新するものとする。

**第12　その他危険物の保安に関し必要な事項【危規則第60条の２第１項第14号関係】**

１　日高町防災計画第６章 事故災害対策 第５節 危険物等災害対策に定める危険物等災害予防、又は、平取町防災計画第５章 事故災害対策 第２節 災害応急対策計画に定める危険物等災害対策に係ることのほか、**別添２「事業者が規定すべき点検事項」**に基づき点検を実施すること。

２　所長は、当所の保安業務等の一部を外部委託する場合、防災活動及び教育訓練等が一体的な指揮命令系統のもとに行える体制を整備するとともに、受託者の情報及び委託する業務範囲について明確にするものとする。

３　所長は、施設、設備の耐震化を促進するものとする。

別添１

緊急点検表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検実施日 | 点検実施者 | 再開判断実施者 |
|  |  |  |

災害等発生後の緊急点検及び施設再開の判断基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検結果 | 施設再開が可能と判断できる基準 |
| 建築物・キャノピー | 被害なし | 被害あり（倒壊危険あり・なし）被害詳細： | 施設再開後に利用する建築物等に倒壊危険がないこと。 |
| 防火塀 | 被害なし | 被害あり（応急措置可・不可）被害詳細： | 防火塀の機能が維持されていること。 |
| 危険物を取扱う設備(計量器、発電設備等) | 被害なし | 被害あり（応急措置可・不可）被害詳細： | 施設再開後に利用する危険物を取扱う設備が安全に使用できること。 |
| 地盤面・床面 | 被害なし | 被害あり（応急措置可・不可）被害詳細： | 施設再開後に利用する部分の地盤面等に作業等の支障となる段差や危険物が浸透する亀裂が確認されないこと。 |
| 配管・タンク | 被害なし | 被害あり（応急措置可・不可）被害詳細： | 施設再開後に利用する配管・タンクに著しい変形・損傷が確認されないこと。埋設の配管・タンクは、周囲の地盤面に浮き上がりがなく、漏洩検知設備で漏えいが確認されないこと。 |
| 排水溝・ためます・油分離槽 | 被害なし | 被害あり（応急措置可・不可）被害詳細： | 排水溝等の機能が確保されていること。 |
| 消火設備 | 被害なし | 被害あり（応急措置可・不可）被害詳細： | 消火設備の機能が確保されていること。 |
| ライフライン（電気・通信・ガス・水道） | 被害なし | 被害あり（応急措置可・不可）被害詳細： | 施設再開のために必要なライフラインの機能が維持されていること。 |
| 施設周辺の状況 | 被害なし | 被害あり（延焼危険あり・なし）被害詳細： | 施設周辺の被害が軽微であり、施設再開に支障がないこと。 |
| 保安要員等の確保 | 可能 | 不可能 | 施設再開後に危険物取扱者、危険物保安監督者、巡視、緊急時の措置を行う保安要員が確保できること。 |
| 出火危険の有無 | 危険なし | 危険あり | 応急措置等により出火危険がないこと。 |
| 油漏洩危険の有無 | 危険なし | 危険あり | 応急措置等により油漏洩危険がないこと。 |

手順１　点検実施者が「点検項目」ごとに緊急点検を実施し、被害状況等から「点検結果」の該当するものを〇で囲み、被害詳細を記入してください。

手順２　必要な応急措置及び施設の再開範囲の限定等を行った後、再開判断実施者が各点検項目の「施設再開が可能と判断できる基準」を参考に、施設再開の可否を総合的に判断してください。

手順３　点検実施日、点検実施者、再開判断実施者を記入して保管してください。

別添２　事業者が規定すべき点検事項

日高町防災計画第６章 事故災害対策 第５節 危険物等災害対策に定める危険物等災害予防、又は、平取町防災計画第５章 事故災害対策 第２節 災害応急対策計画に定める危険物等災害対策に係ることのほか、下記に定める事項に基づき点検を実施すること。

１　震災に備えての事前計画

|  |  |
| --- | --- |
| 対　策 | 内　容 |
| 点検・検査 | 日常点検 | ・火災発生のおそれのある箇所と日常の避難動線を確認する。・火気設備・器具の周囲に、転倒、落下のおそれのある物品や可燃物を置いていないことを確認する。 |
| 定期点検 | ・安全な避難の確保のため、避難施設や防火設備の点検を行う。・建築物とそれに付随する施設物（看板等）の点検を行う。・消防用設備等の点検を行う。 |
| 随時点検 | ・事務室内、倉庫、避難通路、出入口等の書架、物品棚、複写機等の家具類の転倒・落下・移動防止の措置を実施する。・危険物、毒物、高圧ガス等の貯蔵・取扱場所の点検、転倒、落下、浸水等による発火防止措置と送油管等の点検を行う。 |
| 消火器等の準備と適正管理 | 法令基準に基づき消火器等を設置し、適正に維持管理する。 |
| 資器材・非常用物品の準備と点検整備 | 地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材と非常用物品を確保し、定期的に点検整備を行う。 |
| 安全避難の確保 | 自己事業所の存する地域の危険実態を把握しておくとともに、避難場所を確認し、避難方法等の手段を検討する。 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 勤務員への教育・訓練 | 従業者に対し地震時の対応方法等の教育・訓練を行う。 |
| 周辺地域との連携 | 周辺地域の事業所や住民等との連携・協力に努める。 |
| 警戒宣言が発せられた場合等の措置 | 警戒宣言が発せられた旨等を事業所内の者に伝達する。 |
| 勤務員との連絡手段の確保 | 話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、従業者との連絡の手段や手順をあらかじめ定めておく。 |
| 勤務員の安否確認 | 震災時における従業者の安否確認者（班）及び安否確認手段を定めておく。 |
| 家族との安否確認手段の確保 | 従業者は、震災時における家族との安否確認手段を日頃から家族と話し合い、複数の連絡手段（携帯電話用災害用伝言板・ＳＮＳ・災害用伝言ダイヤル（１７１）等）を確保し優先順位を決めておく。 |
| 帰宅困難者対策 | 情報収集 | 鉄道等交通機関の運行状況の情報、余震、津波等の発生危険に関する情報の把握に努め、従業者等に適宜伝達する。 |
| 勤務員等の一斉帰宅の抑制 | 公共交通機関が運行を停止し、当分復旧の見通しがない場合は、帰宅困難者の発生による混乱防止のため、従業者等に「むやみに移動を開始しない」ことを周知する。 |
| 施設内待機場所 | 従業者等が安全に待機できる場所（施設内待機場所）を確保する。 |
| 施設内待機のための備蓄品 | 従業者等の施設内待機を維持するために、３日分の飲料水、食料その他必要な物資（備蓄品）を備蓄する。従業者以外の帰宅困難者用に、従業者用の備蓄の１０％程度を余分に備蓄する。 |
| 時差退社計画 | 従業者の徒歩による帰宅経路を把握し、グループ毎の時差退社計画を作成しておく。 |
| ＰＤＣＡサイクルの実施 | 　訓練等の結果確認と検証を行い、震災に備えての事前計画を見直し改善する取組み（ＰＤＣＡ（計画→実行→検証→改善）サイクル）を取り入れる。 |

２　震災時の活動計画

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　容 |
| 震災時の自衛消防活動 | ①　火災時の自衛消防隊編成による活動を原則とする。②　この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は、担当を増強、移動するなどの対応により効果的な自衛消防活動を行わせる。 |
| 緊急地震速報の活用 | 1. 緊急地震速報の受信方法とその場合の行動について従業者等に周知してお

き、有効に活用する。②　緊急地震速報を受信した場合、周囲の状況に応じて、自身の身の安全を確保する。 |
| 出火防止対策 | 1. 火気設備・器具付近にいる勤務員等は、身の安全を確保し、揺れがおさ

まった後、電源、燃料等の遮断等を行う。②　二次災害の予防のため、建物や火気設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。 |
| 危険物等に対する緊急措置 | 危険物、毒物、高圧ガス等の流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊により応急措置を行い、消防機関その他関係者に連絡する。 |
| 初期消火 | 火災発見者は、周囲の者に大声で知らせ、任務分担に基づく活動を開始する。自衛消防隊員は消防用設備等を活用し、初期消火を行う。 |
| 初期救助・救護 | 要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせ、周囲の者や救出救護班と協力して初期救助・救護を行う。 |
| 被害状況の確認 | 施設内の被害状況を確認する。災害関連情報等を収集し、施設周辺の被害状況等を確認する。 |
| 施設内待機の判断 | 所長は、施設内外の被害状況を把握し、施設内で待機できるかを判断する。 |
| 施設内待機の指示 | 施設内待機が可能と判断された場合には、「むやみに移動を開始しない」ことを従業者等に徹底する。 |
| 必要な情報の把握と指示 | 自衛消防隊長は、施設内外の状況を把握し、必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底し、混乱防止のため在館者に適切な指示を行う。 |
| 避難場所への誘導 | 　施設の周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、一時滞在施設等の開設情報等をもとに従業者等を誘導する。 |
| 危険が予想される場合は、迅速に避難することとし、在館者等を避難場所へ誘導するときは、順路、被害状況等について説明する。 |
| 周辺地域と連携した活動の実施 | 所長は、事前に周辺事業所と震災時の応援体制を図り、必要に応じ、周辺地域の消火活動、救助・救護活動を行う。 |
| 勤務員の安否確認 | 安否確認者(班)は、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに従業者の安否確認を実施する。 |
| 家族等の安否確認 | 従業者は、家族等の安否を確認し、安否確認者(班)に報告する。 |
| 勤務員の帰宅 | 　災害状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、従業者等が安全に帰宅できるようになった場合は、時差退社計画に基づき、方面別に集団で帰宅を実施する。 |

３　施設再開までの復旧計画

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　容 |
| ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策 | ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源や非常用物品等を活用し対応する。 |
| 火気・電気に起因する二次災害の発生防止 | 火気設備・器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。 |
| 危険物に起因する二次災害の発生防止 | 危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移動又は立入禁止措置を行う。 |
| 消防用設備等の使用可否の把握 | 二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握し、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。 |
| 復旧作業等の実施 | ①　復旧作業者に対する出火防止等の教育を徹底する。②　復旧作業に伴う立入禁止区域及び避難経路を指定し、従業者及びその他保安業務に従事する者に周知徹底する。③　復旧作業しながら建物を使用し事業活動を行う場合は、相互の連絡を徹底し、監視を強化する。 |